

「新型コロナウイルス感染症にかかわる臨床実習の取り決め」

(医学科・看護学科用)

1. 基本方針

- 1) 臨床教育部管理委員会において、医学教育(医療者育成)における臨床実習・臨床実習(以下、臨床実習)の目的と必要性、医療安全の確保、病院の社会的使命(機能の維持)などを総合的に検討して、臨床実習実施の基本方針を決定する。その結果は医学部教授会に報告する。詳細については、臨床実習センター、感染制御部、当該診療科等の指導教員、医学部学務課において協議する。
- 2) 臨床実習に参加する学生には、原則として附属病院職員と同じ規定を適用する。学生は常に医療者としての責務を自覚して行動しなければならない。
- 3) 臨床実習中の学生、教職員、学生が接触した患者に新型コロナウイルス感染症(以下、COVID-19)が発生した場合には、感染の拡大がないことを確認するために、接触者等の実習を一時見合わせて協議を行う。
- 4) 病院内での臨床実習の実施が困難な場合には、当該実習を中止にするのではなく、オンライン等による代替実習、あるいは他の期間での振替実習を行うことを原則とする。また、感染した学生に対しては可能な限り教育的配慮を行う。

2. 日常生活における注意

- 1) COVID-19 に関する信頼できる情報源からの最新情報を注視すること。特に、以下について認識すること。
 - 無症状の感染者がいるため、日常生活で感染する機会が常にある。
 - 病院にはCOVID-19感染によって重篤となるハイリスクの患者が多数いる。医療者による感染拡大は絶対に避けなければならない。
 - 感染した場合には、療養のために学修など大学生活に支障をきたす。
 - 密となる環境や家族、同僚、親しい友人間でのマスクをしない状況(飲食時など)において感染が拡大しやすい。
- 2) 手洗い、手指消毒等の標準感染予防策を励行し、病院内、研究室、医局等では必ず不織布マスクを着用すること。
- 3) 毎日、検温等の体調チェックを行うこと。
- 4) 密集、密接、密閉となる場所の利用を避けること。カラオケは当面禁止とする。
- 5) 前項の場所にアルバイトに行かないこと。それに伴い生活費が不足する場合は、教職員宿舍の貸与、学内でのアルバイトの斡旋等を検討するので学務課に相談すること。
- 6) 同居家族(パートナー)との自宅内での食事：
 - 同居家族との自宅内での食事等の日常生活にあたっては基本的感染対策の遵守

に心がける。

7) 上記以外の他者と対面しながらの食事「会食」：

● 「会食」にあたっての遵守事項

- ① 会話をする際は互いに不織布マスク(サージカルマスク)を着用していること。
- ② 同居家族(パートナー)、または感染対策に留意している知人3人まで(本人も入れて4名まで)とすること。
- ③ それ以上の人数の場合は、グリーンゾーン認証など感染対策を徹底している店舗施設を利用すること
- ④ 過度の飲酒(酩酊状態)、カラオケ、接待は避けること。
- ⑤ 会食は週2時間までとする。

8) 上記の「日常生活における一般的注意」について遵守できない事項があった場合は以下の通りとする。

- そのイベントから48～72時間後に、PCR検査
- 以後一週間まで、何らかの症状に気付いた際は抗原定性検査(自己実施)
- 症状が続く場合はPCR検査を追加

9) 健康に関する不安、検査等について不明な点がある時は、必ず学務課に連絡すること(学務課、臨床実習センター、感染制御部で協議する)。

10) 国内の異動に制限は設けず、事前申請は不要とする。海外渡航の際は、出入国に関して定められた規定を遵守すること。事前申請は不要とする。

11) 緊急連絡が可能なように、住所や電話番号等に変更があった場合には、速やかに学務課に届け出ること。

3. 臨床実習中の留意事項

- 1) 臨床実習中は指導医、指導教員、病院職員の指示に従って行動すること。
- 2) 一部の病棟、病室に立ち入りができないなど、実習内容が変更されることがある。
- 3) 休憩時間や昼食時においても感染予防に努めること。
- 4) 実習の一時中止や臨時PCR検査等の指示が出ることもあるので、常に最新の掲示等に注意し、その指示に従うこと。
- 5) アレルギー等がない限り、新型コロナウイルス(SARS-Cov2)ワクチンの接種を推奨する。

4. 体調不良時の対応

- 1) 体調不良時は病院に来てはならない。同居親族等が体調不良の場合も同様とする。
- 2) 学内における臨床実習を欠席する時は、学務課および医学科は実習中の診療科、看護学科は指導教員の両方に電話連絡すること(学務課直通 055-273-9341)。
- 3) 学外の病院等における臨床実習を欠席する時は、学務課および医学科は実習先の病院の診療科、看護学科は指導教員の両方に電話連絡すること。

- 4) 各自でCOVIDスクリーナーを記載すること。
- 5) 体調不良時には指導教員等の判断で下記のいずれかの対応をとる。
 - ① 念のため臨時 PCR 検査等の実施が必要と判断した場合は、『発熱外来』を通さずに無料で PCR 検査等を実施する。
 - ② COVID-19 感染の可能性があるかと判断した場合は、本人の了解を得て『発熱外来』受診とし、保険診療を行う(カルテ記載が必要)。この場合、公的負担とならない初診料、トリアージ料などの負担金が発生する。附属病院規定に定められた「紹介状なし」の加算は算定されない。
- 6) 感染者となった場合には保健所の指示に従うこと。
- 7) 再登校(実習再開)にあたっては最新版の「新型コロナウイルス感染症にかかわる登校禁止対応フローチャート」を参照すること。
- 8) ワクチン接種の副反応による体調不良については公欠に準じた扱いとするので、指導教員等に相談すること。

5. SARS-Cov-2 PCR検査等について

- 1) 以下の場合に臨時 PCR 検査等を実施する。
 - ① 前述の「2. 日常生活における注意」において遵守できない事項があった場合
 - ② 実習先での感染者発生、同居親族が接触者と認定された時など、感染制御部が必要と判断した場合
 - ③ 体調不良時
- 2) 『発熱外来』での保険診療を除き、臨時 PCR 検査等にかかわる費用は原則として無料とする。
- 3) 臨時 PCR 検査等の予約、抗原定性検査キットの入手については学務課に問い合わせること。

6. その他

- 1) この取り決めは、医学科の臨床実習(BCC、ACC、社会医学実習、等)、看護学科の臨地実習において病院等に立ち入る全ての学生を対象に、COVID-19感染拡大防止を目的として作成されたものである。
- 2) 単位認定や欠席規定については別に定められているので、学則等を確認し、必要に応じて指導教員等に相談すること。
- 3) 虚偽申告など医療従事者として不適切な行為は、ディプロマポリシーに反するものであり、進級や卒業判定に影響する。
- 4) 本取り決めは2022年10月4日現在の状況に基づくものであり、随時改訂される。